

港区長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

本案は、「地方自治法」等の一部改正に伴い、条例で引用している条項番号を変更するものです。

【法令改正の背景】

国の地方制度調査会の答申を踏まえ、公金の収納事務のデジタル化及び情報システムの適正な利用等のための規定を定めるとともに、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態における国と地方公共団体との関係等の特例を創設するなどの地方自治法等の改正が行われました。

【条例改正の内容】

条例で引用している地方自治法及び地方自治法施行令の条項番号を変更します。

【施行期日】

令和8年9月24日